

第2表の1

学校名 東村山市立久米川東小学校

2 指導の重点

(1) 各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動

- 年間指導計画や週ごとの指導計画に基づいて意図的・計画的な指導を行うとともに、評価計画、評価基準の見直し、改善を図り適切な評価を行う。また、全教科において、計画的にタブレット型端末を活用した授業展開モデル及び家庭学習モデルを活用した授業改善を進める。また、その過程において作成する授業計画の活用によって、主体的・対話的で深い学びが実現する教育活動を推進し、「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」を身に付けさせる。

ア 各教科

- これまでの授業改善推進プラン代えて、「全国学力・学習状況調査」や「児童・生徒の学力向上を図るための調査」「東京都統一体力テスト」等の結果分析と児童による授業評価の結果を踏まえ、教師の授業改善及び児童の学習改善策を共有した授業計画を作成し、指導の充実、授業力の向上を図る。(アー①②③)(イー①)
- 授業の中で習熟を図る時間や、個々の児童の学習状況に応じて前の学年に立ち戻る指導の徹底、朝学習・放課後・長期休業日の補充学習、教員サポーターの活用、3年生以上の算数習熟度別少人数指導の実施、東京ベーシック・ドリルや東村山市版算数基礎ドリル・東村山市版国語基礎ドリル・タブレットドリルの活用、家庭との連携を通じた家庭学習の定着、などで、基礎的学習や発展的学習等、個の課題に応じた学習を進め、基礎・基本の確実な定着を図り、学習意欲を高める。(アー①)
- ねらい、学習の流れ、振り返りを行うなど授業のユニバーサルデザイン化を推進し、学習に対する見通しをもたせ、学習意欲の向上と学力の確実な定着を図る。(アー③)
- 目的を明確にした体験的な学習や、既習事項を活用した問題解決型学習を通して、「主体的・対話的で深い学び」を進める。(アー③)
- 全教育活動を通して言語活動の充実を図り、自分の思いや考えを伝える活動の場を多様に設定し、思考力・判断力・表現力等の伸長を図る。(アー②)
- 学校図書館専任司書と連携し、学習の発展や調べ学習など各教科における学校図書館の有効活用と読書活動の充実を図るとともに、都立東村山高等学校の生徒との図書交流、保護者ボランティアやウチ読、図書集会、地域図書館の活用などを通して読書活動の充実を図る。また、全校で電子図書館利用登録を進め、児童の読書要求に応える読書環境を整える。(アー③)
- 体力テストの結果を踏まえて児童自らが到達目標を設定し、体力向上に向けた持続可能な具体的な取り組みを、自校の特色である芝生の校庭の有効活用と学校アクティブプランを活用しながら構築する。(イー①)
- 情報教育年間指導計画を元に、各教科の年間指導計画にICT機器の効果的な活用場面を位置づけるとともに、オンライン授業の推進を目指したタブレット端末活用推進週間を設定する。(アー②③)
- 社会科、家庭科の学習を中心に、消費者教育の充実を図る。(アー①)
- 地域コーディネーターと連携し、地域や外部人材を活用し教育活動の充実を図る。(アー③)
- 5・6学年の、算数、理科、外国語、音楽、図画工作について、教科担任制を実施する。(アー①②③)

イ 特別の教科 道徳

- 特別の教科 道徳を要とし、全教育活動を通して互いに認め合い助け合う気持ちをもたせるとともに、児童の自己有用感を高める。(ウー③)
- 道徳教育推進教師を中心に、考える道徳、議論する道徳などの指導法を高め、児童が道徳的な価値や生き方について自覚し、考えを深め、判断し、表現する力を育む。適正な評価についての理解も深め、指導の充実を図る。(ウー①②)
- 道徳授業地区公開講座で、学校、児童、保護者、地域、行政が参加するいのちとこころの発表会を実施し、家庭、地域、学校の連携を深め、道徳教育の充実を図る。(ウー③)

ウ 外国語活動

- 英語を使ってコミュニケーションを図る素地を育成するため、低学年より英語に慣れ親しむ時間を設定する。(アー②)
- 他教科との関連をもたせた指導計画の工夫や、タブレット型端末やA L Tの活用を通して表現力の育成と主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成する。(アー②)

エ 総合的な学習の時間

- 生活科や学年間の関連を考慮した体験的な学習、探究的な学習を指導計画に適切に位置づけ学び方や自己の生き方など問題解決に向けての主体的な態度を育成する。(アー③)
- 人権教育、福祉教育、キャリア教育、環境教育、食育、自然体験等、探求的、横断的・総合的な学習を実施し、活用力を伸ばす。(アー① ウー② エー②)
- 地域コーディネーターと連携し、地域の人材、学校周辺の人材、土曜子ども講座、芝生ボランティアにかかわる人材等を積極的に活用した体験的な学習を展開する。(エー①)
- 外国語を用い、進んでコミュニケーションを取ろうとする児童の育成を目指し、各教科の内容との関連を図りながら「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた単元を設定する。(アー③)

オ 特別活動

- 全体計画を基に、各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、外国語、総合的な学習の時間との関連を図りながら、望ましい集団活動を通して、児童が自ら進んで考え、解決し、協力して楽しい学級・学年・学校にしようとする自主的・実践的態度を育成する。(エー①)
- 「こども基本法」の理念を踏まえ、代表委員会を中心に意見表明の場を設け、児童のより良い学校生活を目指した健やかな成長を後押しする。(エー①)
- キャリアパスポートを計画的・継続的に活用し、学習や生活を振り返りながら、将来の生き方を考えられるようにする。(アー③)
- 体験的活動・集団宿泊活動を通して、秩序ある態度を育てる。(エー①)

(2) いのちとこころの教育

- 「いのちとこころの教育週間」に、道徳授業地区公開講座を開催し、道徳の授業及び「いのちとこころの発表会」を通して学校、保護者、地域、行政が連携し、道徳教育の充実を図る。(ウー①②③)
- 3年生社会科の地域めぐりとふるさと歴史館見学、6年生の多磨全生園、国立ハンセン病資料館及び、山吹舎見学を通して偏見・差別の重大な人権侵害に気付き、それをなくしていこうとする心情を深め、人権教育の推進を図る。(ウー②)
- 5年生において、救急救命講習会を実施し、いのちのかけがえのなさを実感させるとともに、万一の際でも、自分が命を救う主体となることの出来る素地を育成する。(イー②、ウー③)

(3) 生活指導

- 新型コロナウイルスまん延防止のため感染状況に応じた「学校の新しい生活様式」を取り入れた教育活動を進めることの重要性和人権に配慮する大切さを児童に理解させるとともに、保護者への理解と協力を要請する。(イー②)
- 不登校、いじめ、問題行動の早期発見、未然防止に努める。(ウー①②③)
 - ・「東村山市不登校未然防止・早期発見・早期対応マニュアル」「児童・生徒を支援するためのガイドブック～不登校への適切な対応に向けて」「未来を創るかけがえのない子供たちの自立に向けて～不登校の子供たちへの支援のポイントから」等を活用し特別支援教育校内委員会を中心とした不登校傾向児童の早期発見、早期対応を組織的に進めるとともに、学校サポートチーム、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、登校支援員、教員サポーター等、学校サポートチームを活用した組織的な対応の充実を図る。
 - ・定期的に見直しを行う学校いじめ防止基本方針を基に、いじめ対策委員会が中心となり年3回の調査、道徳教育、いのちとこころの教育の充実を通して早期発見・早期対応を図り、いじめを根絶する。
 - ・自殺予防に向けた指導を徹底するとともに、相談できる大人がいない児童に対して特に、SOSの出し方に関する教育を徹底する。
 - ・「久米川東小学校生活のきまり」に即して、家庭教育の手引き書も活用し、家庭との連携を図りながら、基本的な生活習慣や学習習慣の定着を図り、規範意識を高める。
- 大規模な発災時には避難所運営連絡会との連携を図り、学校教育活動を段階的に再開すべく「応急教育計画」に沿った迅速な対応を図る。
- 東村山警察署、東村山消防署など関連機関と連携し、災害や交通安全、不審者、情報モラル、薬物乱用防止などの安全指導を徹底して行うとともに、セーフティ教室の充実や「防災ノート～災害と安全～」「東京マイ・タイムライン」、SNS東京ルールを活用、地域安全マップ作り、危険箇所点検などを通して、防災教育、情報モラルの徹底を図る。(イー②)
- 児童を性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするために、生命の尊さを学び、性暴力が及ぼす影響やその根底にある誤った認識を正しく理解させ、生命を大切に考える考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を身に付けさせるための「生命(いのち)の安全教育」を推進する。(ウー③)
- 近隣小中学校や幼稚園、保育所と情報共有を行い、連携して、地域の子を地域で守り、育てる。(イー②)
- やむを得ず登校できない児童に対し、タブレット型端末の活用やオンライン学習等を行い学習保障を行う。(アー③)
- 「東村山市食物アレルギー対応指針」に基づき、保護者、校長、担任、養護教諭、栄養士などと連携し、適切な対応を行う。また、食育推進チームを中心として年間2回以上の全員研修と毎月の関係者アレルギー対策会議を実施し、組織的に対応する。(イー②)
- 家庭との連携を図りながら、家庭教育の手引き書や生活指導会議を活用し、基本的な生活習慣や社会生活上のきまりの定着、規範意識の徹底を図る。(ウー②)

(4) キャリア教育・シチズンシップ教育

- キャリアパスポートの活用、校外学習や児童会活動等を通し、発達段階に応じて自己の生き方を見つめさせ、主体的な社会参画を図る指導を推進する。さらに、保護者、東村山第二中学校と連携し、計画的、継続的なキャリア教育を行う。(アー③)
- 1年生において、生活科を中核としたスタートカリキュラムを実施し、小学校生活に円滑に移行できるよう配慮する。(アー③)
- 東村山市SDGsパートナーとして、児童の主体的に社会参画する素地を育む。また、パートナーシップ企業の(有)光緑園との連携を図り、芝生の管理維持活動を通して主体的で持続可能な環境教育への関心を高めていく(アー②、ウー③、エー①②)

(5) 特別支援教育

- 障害者差別解消法に照らした合理的配慮を推進するとともに、個に応じた指導を進めるために、個別の教育支援計画及び個別指導計画の活用、見直しを進める。(ア－③)
- 特別支援教育校内委員会を中心に、特別支援教育コーディネーター、担任、巡回指導教員、特別支援教育専門員等が連携し、特別支援教室の充実を図るとともに、特別な支援を必要とする児童についての共通の方針をもって指導に当たる。(ア－③)

(6) 特色ある教育活動 「学校2020レガシー」 ～わたしたちのSDGsへ向けて～

特色ある教育活動の見直し、焦点化を行い、オリンピック・パラリンピック教育の4テーマにあてはめるとともに、教育目標、わたしたちのSDGsとの関連を明確化した

●教育目標：知・徳・体・和

●東村山市SDGsパートナー（ゴール4、11、12）

①オリンピック精神＜徳＞

ア 交流教育 (ウ－①②)

- ・年間を通じた兄弟学年活動、1、2年生の交流活動や、学年間の交流活動 【4－7】
- ・幼稚園、保育所、認定こども園との交流活動 【4－7】
- ・経営支援部が調整する地域コーディネーターと連携した高齢者や障害のある人、外国人との交流 【4－7】
- ・総合的な学習の時間 【4－7】

友好都市、蘇州市小学校、静岡県川根本町小学校、東村山第二中学校校区小学校との交流

イ 人権教育 (ウ－①②③)

- ・いのちとこころの教育の推進、自己有用感の醸成 【4－7】

②スポーツマインド＜体＞

ウ 体育的活動 (イ－①)

- ・市民スポーツ課と連携したボッチャ教室、アスリート派遣事業の実施 【4－7】
- ・持久走週間、運動集会の実施を通じた運動の日常化 【4－7】

③文化＜知＞

エ 伝統・文化教育 (エ－①)

- ・昔遊びや昔のくらしの学習、お囃子、箏体験 【11－4】
- ・地域学習（町たんけん、市内巡り、お店調べ） 【11－3 11－4】

オ 読書活動 (ウ－①)

- ・学校図書館専任司書と連携した計画的な読書活動 【4－6】
- 朝読書、図書委員会活動、図書ボランティア活動、読書週間、読み聞かせ、ウチ読
- いのちと心の本、のりこおかあさんの本だな、SDGsコーナー、学校の歴史コーナー

カ 食育 (エ－①②)

- ・食育リーダーを中心とした、食育推進チームを機能させた食育の充実 【11－4】
- 行事食、学校行事と関連した献立、和食、地場食材の活用、外国の料理

④環境（ESD：持続可能な開発のための教育）＜和＞

キ 環境教育 (エ－①②)

- ・全校でプリムラ草栽培、地域コーディネーターとの活動 【11－3】
- ・芝生の校庭の維持管理活動 【12－8】
- ・もったいない大作戦の実施（残菜削減、節電、4R活動） 【12－3 12－8】